

令和 2 年度地域福祉部会の実施について

1 地域福祉部会の役割

芦屋市地域福祉計画の推進及び評価等

(芦屋市社会福祉審議会規則第 4 条第 1 項)

2 地域福祉部会の構成

芦屋市社会福祉審議会委員が任期満了となり、地域福祉部会の委員を新たに選考する必要がある。部会の構成委員は社会福祉審議会の会長が指名し、そのうち部会長 1 名、副部会長 1 名を設ける。

(芦屋市社会福祉審議会規則第 4 条第 2 項, 3 項)

【構成案】

所 属	氏 名	区 分
芦屋市医師会	河 盛 重 造	社会福祉団体代表者
日本福祉大学大学院	平 野 隆 之	知識経験者
桃山学院大学	佐 瀬 美 恵 子	知識経験者
市民	田 中 隆 子	市民
芦屋市社会福祉協議会	加 納 多 恵 子	社会福祉団体代表者
芦屋市民生児童委員協議会	東 郷 明 子	社会福祉団体代表者
芦屋市老人クラブ連合会	大 嶋 三 郎	社会福祉団体代表者
芦屋市高齢者生活支援センター	針 山 大 輔	社会福祉団体代表者
芦屋市身体障害者福祉協会	杉 田 俱 子	社会福祉団体代表者
認知症の人をささえる家族の会あじさいの会	辻 原 永 子	社会福祉団体代表者
芦屋市自治会連合会	納 谷 周 吾	社会福祉団体代表者
芦屋市権利擁護支援センター	脇 朋 美	社会福祉団体代表者
芦屋市商工会	桑 田 敬 司	社会福祉団体代表者
特定非営利活動法人あしや NPO センター	橋 野 浩 美	社会福祉団体代表者
地域福祉アクションプログラム推進協議会	佐 藤 アケミ	社会福祉団体代表者
兵庫県西宮こども家庭センター	谷 口 稔 彦	行政関係者
芦屋市福祉部長	安 達 昌 宏	市職員
合 計		17名

3 今後の開催予定について

今年度から来年度にかけて、令和4年度から令和8年度までの5年間で推進期間とする「第4次芦屋市地域福祉計画」を策定する。

現段階では「第4次芦屋市地域福祉計画」策定のために、下記の内容で今年度2回、来年度4回、計6回の地域福祉部会を開催する予定である。

また、第3次芦屋市地域福祉計画の進捗状況の確認（令和2年度分の評価）のため、策定の目的とは別に令和3年8月に1回開催する予定である。

【今後のスケジュール】

	開催予定	主な協議事項	備考
1	令和2年9月17日	第3次芦屋市地域福祉計画中間年評価について	評価
2	12月	市民意識調査について	策定
3	令和3年5月	市民意識調査の結果報告、骨子案検討	策定
4	8月	地域福祉計画前年度（2年度分）評価について	評価
5	9月	第4次芦屋市地域福祉計画骨子案の検討	策定
6	11月	第4次芦屋市地域福祉計画原案の検討	策定
7	令和4年2月	第4次芦屋市地域福祉計画原案の検討	策定

（現段階の開催予定であり、日程や内容については変更する可能性がある）